第１章　基本診療料　第２部　入院料等　第３節　特定入院料

A314　認知症治療病棟入院料（1 日につき）

A314 認知症治療病棟入院料（1 日につき）	
1 認知症治療病棟入院料 1	
イ 30 日以内の期間	1,829 点
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1,521 点
ハ 61 日以上の期間	1,221 点
2 認知症治療病棟入院料 2	
イ 30 日以内の期間	1,334 点
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1,129 点
ハ 61 日以上の期間	1,003 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日　厚生労働省告示第 57 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和 6 年 3 月 5 日　保医発 0305 第 4 号）

告示	通知
注 1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。 **注 2**　当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ 1 日につき所定点数に加算する。 イ 30 日以内の期間　84 点 ロ 31 日以上の期間　40 点 **注 3**　診療に係る費用（注 2 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50 対 1 補助体制加算、75 対 1 補助体制加算又は 100 対 1 補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書	(1) 認知症治療病棟入院料は、精神症状及び行動異常が特に著しい重度の認知症患者を対象とした急性期に重点をおいた集中的な認知症治療病棟入院医療を行うため、その体制等が整備されているものとして、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関の精神病棟に入院している患者について算定する。なお、精神症状及び行動異常が特に著しい重度の認知症患者とは、ADL にかかわらず認知症に伴って幻覚、妄想、夜間せん妄、徘徊、弄便、異食等の症状が著しく、その看護が著しく困難な患者をいう。 (2) 認知症治療病棟入院医療を行う病棟は重度認知症患者を入院させる施設として特に認められたものであり、他の病棟への移動は医療上特に必要がある場合に限るものとし、単に検査のために短期間他の病棟に転棟すること等は認められない。なお、必要があって他の病棟へ移動した場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書に詳細に記載すること。 (3) 認知症治療病棟入院料を算定する日に使用するものとされた投薬に係る薬剤料は、認知症治療病棟入院料に含まれ、別に算定できない。

管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号 H003-2 に掲げるリハビリテーション総合計画評価料（1に限る。）、区分番号H004 に掲げる摂食機能療法及び区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して 60 日以内の期間に限る。）及び区分番号J400 に掲げる特定保険医療材料（入院した日から起算して 60 日以内の期間における区分番号J038 に掲げる人工腎臓に係るものに限る。）、第14 部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。	(４) 生活機能回復のための訓練及び指導の内容の要点及び実施に要した時間については、診療録等に記載すること。 (5) 「注2」の認知症夜間対応加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとしての届け出た保険医療機関において、当該病棟に夜勤を行う看護要員が 3 人以上の場合に算定できる。 (6) 「注 2」の認知症夜間対応加算を算定する病棟は、行動制限を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内容については、「A311」精神科救急急性期医療入院料の(11)及び(12)の例による。